

仙台市立学校における学校運営協議会に関する実施要領

(令和3年3月19日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年仙台市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、協議会の設置、委員の任期及び報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、月の初日に設置するものとする。

2 協議会を設置しようとする対象学校の校長は、設置しようとする日の1か月前までに別に学びの連携推進室長が定める様式により教育委員会に申請するものとする。

(委員の任期)

第3条 補欠の委員を除く委員の任期は、12月1日から翌年の11月30日までとする。ただし、協議会が設置される際の任期は、規則第10条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

協議会が設置される月	任 期
1月から6月まで	協議会が設置される月の1日から11月30日まで
7月から12月まで	協議会が設置される月の1日から翌年の11月30日まで

2 補欠の委員は、月の初日から任命するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(報酬)

第4条 委員の報酬の額は、年額6,000円とする。

2 報酬の支給については、月割計算とし、4月及び12月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、任期の途中で委員でなくなったときは、その都度、その月までの分を支給する。

附 則

この要領は、令和3年3月22日から実施し、令和2年12月1日から適用する。